

第13条 (免責事項)

- (1)当社は、次に例示するような当社の責にやらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。ただし、当社に故意または過失が存する場合はこの限りではありません。
- (2)申し込み者の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合
- (3)申し込み者の希望する滞在施設が定員に達して滞在中に滞在できない場合、または当社の責にやらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、あるいは申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合
- (4)通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が滞日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合
- (5)申し込み者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合
- (6)申し込み者がスポーツまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合
- (7)ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合
- (8)天災地変、戦乱、暴動、内乱、同盟罷業、テロ行為、感染症(世界的なパンデミックまたはエビデミック)、日本または渡航先の緊急事態宣言期間を含む。状況によっては、アウトブレイクも含む場合がある。)、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災害、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のため必要な措置、その他不可抗力による場合
- (9)申し込み者の事情により、留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合
- (10)申し込み者が、本約款に違反した場合は

- (11)前項各号に基づき当社の責によらず留学できなかった場合、当社を介さず申し込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申し込み者の負担となります。
- (12)「留学ジャーナルシステムプロテクション」の業務は、AIGトラベルアシストンクが行います(渡航後帰国まで最長1年間)。なお、緊急時(24時間体制)で電話により適切なアドバイスをしますが、当社はその内容に何ら保証をするものではありません。
- (13)第4条(5)項に基づくような留学ローンの紹介、申し込み者手続き代行において、当社は申し込み者の資格審査の結果による留学可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を負いません。
- (14)申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特约が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。
- (15)当社は、希望留学先・語学コースから当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先・語学コースの事情により、受入条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申し込み者にご連絡しますが、ご出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約は、希望留学先と申し込み者との間で直接的契約となるため一切その責任を負いません。

第14条 (損害の負担)

当社は、当社の責にやらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または過失が存する場合はこの限りではありません。

第15条 (前受金の保全)

当社は、次の通り前受金の保全措置を講じています。

当社は、留学に係る費用の内、プログラム費、授業料、滞在費のお預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。なお、留学費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。詳細は別紙約款の「留学プログラムに関する前受金の保全」についてをご参照ください。

また、旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、当社は観光庁長官登録旅行業第1種を取得していることにより、一般社団法人日本旅行業協会にも弁済業務保証金預託金を預託しています。これにより、同協会判断のうえで、対象となる旅行費用の保全額相当が返還保証されます。

第16条 (契約終了後の取扱い)

本約款第2条(1)に記載する契約期間が留学手続きの開始前に期間満了となった場合は、自動的に契約が終了となります。また、留学手続きを開始しても手続き上の進捗がなく、ご出発の意思がなくなってしまう契約期間を超えた場合も契約の終了となります。その際、既にお支払い済みのプログラム費は、契約期間の満了により返金しません。契約の終了に伴い、留学先や滞在先等から別途実費請求があった場合は、申し込み者に請求します。なお、申し込み者の都合により受入日、授業コース、ホームステイから寮への変更あるいは寮からホームステイへの変更、留学時期等の留学条件を変更した場合は、変更申し込みの契約成立日以降留学手続きを進めることもなく1年を超えると、変更に関する契約期間も満了となり契約の終了となります。その際にお支払いいただいた変更手数料は返金しません。

第17条 (守秘義務の付帯)

当社では、申し込み者の同意の下にて個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びレポートに備えるためにのみ、当申し込み書記録内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第18条 (個人情報の取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。また、EU及びイギリス域内への留学希望者は、当社ホームページに掲載する「Privacy Policy (GDPR)」及び「EU/UK域内留学希望者対象プライバシーポリシー」を必ずご一読ください。

- (1)個人情報の取得及び利用について
当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。
- (2)個人情報の利用目的について

①申し込み者が留学や旅行に関する相談、申し込み、留学及び旅行情報ならびにサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先または身分証明書等の個人情報やご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学・旅行商品やサービスを提供する際、ならびに申し込み者との間の連絡のために利用させていただくほか、申し込み者がお申し込みいただいた留学・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きと必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申し込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申し込みをする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続き上必要となる、日本での申し込み者の最終学業成績、健康診断書(要配慮個人情報含む)、財政証明書、戸籍簿本(抄本)等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申し込み者に同意いただくものとします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申し込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報も、申し込み者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申し込み者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することによって国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申し込み者自身が選択できるものであり、申し込み者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケティング、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナーならびにキャンペーン情報等の企画を申し込み者にお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申し込み者の個人情報を利用させていただきます。なお、申し込み者からご提供いただく個人情報の内容については、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

- (3)個人情報の第三者をご提供について
当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく(第三者(外国にある第三者含む。))ご提供しません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先または身分証明書や戸籍簿本(抄本)等の個人情報、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業等(ホルダー)、ビザ代理申請会社、現地地保会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先)に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申し込み者の戸籍簿本または抄本の英訳されたものを求めている場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示するものではありません。②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。
- (4)申し込み者が個人情報の開示に同意している場合
- (5)法令により開示が求められた場合
- (6)申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合
- (7)統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
- (8)個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

- (9)個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について
当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。
- (10)個人情報保護に関するご相談窓口
個人情報保護に関するお問い合わせ・ご要望は、次の「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室
連絡先:03-5312-4421(代)(平日のみ 10:00~18:00)

第19条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続き(裁判所の調停手続きを含む。))については、新橋より東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 (定型約款の変更)

本約款の変更が契約の利益に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日より前日30日間の一定期間をもって告知します。

また、各条項にて記載されている金額に対する消費税は、消費税法の改正があった場合、消費税額相当分が変更になります。

第21条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第22条 (発効期日)

本約款の内容は、2021年4月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第20条に従って告知し、効力発生日以降は希望留学ジャーナルオンライン(www.ryugaku.co.jp)に掲載の最新定型約款を適用します。

II. 専門課程プログラム個別約款

「専門課程プログラム」に申し込む場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条 (プログラムの種類)

「専門課程プログラム」の場合、申し込み者において希望留学先及びプログラム指定の英語力を満たしている場合には、当社が専門とする専門学校、または大学・2年制大学で行われる1年以上の終了可能な専門課程への入学申し込み手続きを行います。申し込み者において指定の英語力に達していない場合は、条件付き入学(以下、「英語コース付き」といいます。))の手続きを行います。申し込み者の希望により許可された入学プログラム前・英語研修会の手続きを含む場合も「英語コース付き」となり

ます。

第2条 (プログラムの範囲)

「専門課程プログラム」では、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合に入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを代行します。「専門課程プログラム」で、「英語コース付き」は、専門課程からの許可証に加え、希望または指定の英語学校から入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを代行します。この際指定の英語力に満たない場合は、希望留学先から「英語力が基準を満たした段階で入学を認める」との内容通知を取り寄せ、当該希望留学先が指定する語学コースへの入学申し込み手続きを代行します。その後、申し込み者が語学コースに入学して、希望留学先の付した条件を満たした場合の正式入学の申し込み手続きは、申し込み者自身が行うものとします。

第3条 (諸費用)

「専門課程プログラム」のプログラム費は165,000円です。また、専門課程プログラムに英語研修を追加する場合(英語コース付きプログラム)は、1校につき別添55,000円のプログラム費用がかかります。

第4条 (変更手数料)

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、契約期間の満了前に届出とともに変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌1年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消とみなし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをしていただくこととなります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、基本約款第16条(契約終了後の取扱い)に準じます(※申し込み日から起算して8日以内の変更は、手数料免除となります)。「専門課程プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき88,000円となります。それ以外の変更は、1項目につき33,000円です(留学出発後も適用となります)。

第5条 (申し込み後の取消と返金)

- (1)申し込み日から起算して8日以内の取消
すべて返金します。
- (2)申し込み日から起算して9日以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消
取消料33,000円とすでに届出手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金します。
- (3)「留学手続き引受確認書」発送後10日以内の取消
取消料55,000円と入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金します。
- (4)「留学手続き引受確認書」発送後11日以降30日以内の取消
取消料110,000円と入学や滞にかかると費用で取消ができないものを差し引き、返金します。
- (5)「留学手続き引受確認書」発送後31日以降出発前日までの取消
第3条(諸費用)で定めるプログラム費全額が取消料となり、さらに入学や滞にかかると費用で取消ができないものを別途請求します。
- (6)出発日以降の取消
返金は一切しません。

III. 長期語学留学プログラム個別約款

「長期語学留学プログラム」に申し込む場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条 (プログラムの種類)

「長期語学留学プログラム」とは、語学コースの開始日から起算して終了日までの期間(以下、「留学期間」といいます。))が8週間を超えるものをいいます。

第2条 (プログラムの範囲)

「長期語学留学プログラム」の場合、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合に入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを代行します。

第3条 (諸費用)

「長期語学留学プログラム」のプログラム費は88,000円です。一度に2校以上申し込む場合、2校目以降の手続き代料は、1校につき55,000円となり、通常のプログラム費に加えられます。

第4条 (変更手数料)

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、契約期間の満了前に届出とともに変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌1年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消とみなし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをしていただくこととなります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、基本約款第16条(契約終了後の取扱い)に準じます(※申し込み日から起算して8日以内の変更は、手数料免除となります)。「長期語学留学プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき55,000円となります。それ以外の変更は、1項目につき33,000円です(留学出発後も適用となります)。

第5条 (申し込み後の取消と返金)

- (1)申し込み日から起算して8日以内の取消
すべて返金します。
- (2)申し込み日から起算して9日以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消
取消料33,000円とすでに届出手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金します。
- (3)「留学手続き引受確認書」発送後10日以内の取消
取消料55,000円と入学申請にかかる費用で取消できないもの(対象校のみ)を差し引き、返金します。
- (4)「留学手続き引受確認書」発送後11日以降出発前日までの取消
第3条(諸費用)で定めるプログラム費全額が取消料となり、入学や滞にかかると費用で取消できないものを別途請求します。
- (5)出発日以降の取消
返金は一切しません。

※「ワーキングホリデーサポートプログラム」「大学／大学院留学プログラム」にお申し込みの場合、別途お渡されるそれぞれのプログラム定型約款に同意していただきます。